

観音像仏頭部挿げ替え事件

知財高裁220315

【問2】

お寺にある観音像について、お寺の檀家から目が怖いという理由で、お寺が新しく制作した仏頭部に挿げ替え、元の仏頭部を檀家あまり見ることのない別のお堂に載置した場合、元の観音像制作者は、その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に回復する措置を求めた場合、いかなる判断が適切か説明せよ

仏頭を交換した動機，交換のための仏頭の制作者の経歴，仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば，本件において原状回復措置を命ずることは，適当ではない

元の作者の名誉，声望を維持するためには，事実経緯を広告文の内容として摘示，告知すれば足りる



地裁判断の，②仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に原状回復する措置や謝罪広告を掲載する措置，公衆の閲覧に供することの差止めについては，いずれも，名誉，声望を回復するための適当な措置等とはいえない